

# 小學校入學の準備について

附屬小學校主事 堀

七 藏

一

明年四月より尋常小學校に入學すべき幼児をもてる親は勿論、之が保育を擔當する幼稚園嫗姆に於ても小學校入學の準備を如何になすべきかは可なり重大な問題であらう。

小學校は義務教育をなすので市町村立小學校には學齡兒童を就學せしむべきものであるから、市町村役場ではそれ〴〵學齡簿を作製し就學すべき學校を指定することになつてゐる。東京市では各區役所より、隣接町村では各町村役場よりそれ〴〵四月より就學すべきことを通知するのである。これが就學通知と稱するものである。

而して學習院、女子學習院は別として東京高師、東京女高師、青山師範、豊島師範、東京府女子師範の各附屬小學校の如き特殊な官公立小學校更に慶應幼稚舎、成溪、成城、精華、高千穂、森村、曉星等の私立小學校に入學すべきものは二月十日までにそれ〴〵入學すべきことの承認書を提出せねばならぬ

ことになつてゐる。それでかゝる特殊の小學校では多くは一月中若くは二月四五日頃までに入學せしむべき兒童の決定をなし、在學承認書を各保護者に渡すのである。各保護者は就學通知を受けた區役所又は町村役場に入學すべき小學校より受けた承認書を差出すべきことになつてゐる。かくせば區役所又は町村役場はそれごとこの小學校に在學するかを學齡簿に記入して義務教育を受けつゝあることを明白になすのである。是等の就學手續は學齡兒童保護者が必ず履行せねばならぬ義務ともいふべき事項である。

また市町村立小學校その市町村居住者の子弟は必ず就學せしむべきもので、若しその市町村に數校の小學校を設立してゐる場合には豫め學校區域を定めて、その學區内の兒童を就學せしめるやうになつてゐる。従つて東京市などに於ては隣接町村の兒童が東京市の小學校に自由に入學することが出來ず、また他區の兒童を入學させないのである。例へば本郷區についていへば、本郷區以外の麴町、小石川等の居住者の子弟は入學せしめない。必ず本郷區に寄留するものでなくばならぬといふが如き内規がある。兒童の單獨寄留ではいけないとか、全家寄留でなくてはならぬとかいふやうな内規がある。また同一區内でも區役所の學籍係に於て指定した學校に就學すべきもので、保護者が自由に入學學校を指定することが出來ないのである。それで是等のことは學齡兒童をもつ保護者は一通心得置くことが肝要であり、従つて幼稚園嫗姆たるものはその受持幼兒の入學に關し、入學學校選定上、また入學手續上からそれごと

調査し置くべきものである。尙ほ参考のため小學校令施行規則にある入學に關するケ條を示す。

小學校令施行規則第八十條に

市町村長ハ其ノ市町村内ニ居住シ翌年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ヲ調査シ第九號表ノ様式ニヨリ毎年十二月末日マデニ其ノ學齡簿ヲ編製スヘシ、但シ第二十五條第二項（小學校ノ學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル、前項ニ依ル學年ノ外土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ置クコトヲ得）ニ依ル場合ニ於テハ其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スベキ兒童ヲ調査シ毎年六月末マデニ學齡簿ヲ編製スベシ

とあり、更に第八十一條には

市町村長ハ學齡簿編製後三月三十一日マデニ其年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スベキ兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者アルトキハ遲滯ナク之ヲ學齡簿ニ記入スベシ

とある。また第八十二條に

市町村長ハ兒童ヲシテ市町村立尋常小學校ニ入學セシムベキ期日ヲ豫メ其ノ保護者ニ通知スベシ  
尙ほ第八十八條に

兒童ノ保護者ニ於テ其ノ兒童ヲ當然入學スベキ學校以外ノ市町村立尋常小學校ニ入學セシメ又ハ官立、府縣立學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシメントスルトキ若ハ高等學校及中學校ノ豫科又ハ盲

學校及聾啞學校ノ初等部ニ入學セシメントキハ其ノ學校ノ管理者又ハ學校長ノ承認書ヲ添へ關係市町村長ニ届出ツヘシ

とある。是等は保護者は勿論幼稚園嫁婦に於ても一應心得置くことが肝要である。

一一

小學校入學の準備として幼稚園に入園させたいと希望する父兄が少くないが、これは大なる誤である。市町村立小學校は幼稚園に在園せると否とに關せず、就學せしめねばならぬし、官立小學校でも私立小學校でも幼稚園在園を條件として入學を許可するものではない。また小學校入學準備として幼稚園保育をなすものでもないのである、幼稚園は幼兒を保育してその身體精神を健全に發達せしめ、善良なる性情を養ふことを目的となすもので、官公私立小學校入學歩合が多いからとて優秀な幼稚園といふことは出来ない。けれども既に幼稚園在園の幼兒が凡て小學校に入學するものである以上、小學校入學のための準備となり、小學校入學後の學習上よい結果をもたらすことは幼稚園としても望ましいことであり、保護者が幼稚園に入園させる重要な一理由である以上、幼稚園としても小學校入學を無關心に考へることは出来ない。今日の保護者は幼稚園在園を以て甚だ重要な小學校入學準備と考へ、その欲する小學校に入學し得るか否かを以て、幼稚園の價值判斷の唯一の條件となす傾向が多いことは誠に遺憾といはねばなら

ぬ。従つて幼稚園は保護者の欲する小學校入學のために全力を舉げて準備をなし、幼稚園としての使命を没却するが如きことは十分警戒を要することである。とはいへ成るべくならば保護者の欲する小學校に入學せしめることが出来ればこの上もなきことである。これを以て小學校から中等學校への入學準備をなす程でなくとも、幼稚園に於て小學校入學の準備をなすことは蓋し無益の業ではないのである。

而して小學校が如何にして入學を許可するか、學校の事情によつてその方法がそれ／＼異なることがあるから幼稚園嫗姆の方に於てはそれ／＼各小學校の入學許可の方法を講究することが先づ必要である。私立小學校のあるものは家庭の情況によつて専ら入學許可をなすことがある、かゝる學校に入學を希望する場合には主として學校の要求するところを満足せねばならぬ。即ち學校維持の資金を提供するとか、有力者の紹介によるとか、それ／＼の適法を講ずることが肝要である。しかし附屬小學校などに抽籤によるもの、檢定を行ふものにおいて公平なる態度に於て受験させることが必要である。別に情實關係によつて入學許可をなす學校はないのであることを念頭に置かねばならぬ。私立小學校と官公立小學校とは自ら學校の事情を異にしてゐるものであるから、私立小學校で當嵌まる事を一般に官公立小學校にまで押し擴げることとは却つて面白くない結果を生ずるものである。

例へば東京女子高等師範學校附屬小學校の如きは絶対に情實を排斥するものである。入學志願者を一月八日より二週間廣告によりて募集すれば、その募集期間内に必ず所定の様式による履歷書用紙を學校

から受取り、それに所要の事項を記入して提出せねばならぬ、一時間早くとも一時間遅くとも履歴書を受付けないのである、所定の受付時間内でなければ一切履歴書を受付けないことになつてゐる。その受付時間以外には決して受付けないのである。若し勝手に五分間でも十分間でもおそく受付けたりすることがあれば不公平な取扱となるからである。また抽籤も機械的に行ひ、決してその間に疑の存するが如き方法によらず嚴重に公平なる取扱をなすのである。世間には迷信があつて、抽籤に於ても籤運のよいものを頼んだり、天隕石を懐中すると籤が當るとか、或は祈願する時間の多少などを問題になす方が多いのである。しかし抽籤の當る當らぬは所謂公算論の研究に待つべきもので、そこに何等の人爲的な運不運を構成するが如きことを絶対にさけてある。

この故に抽籤の後に検定するものと、検定の後に抽籤するものとは多少相異なる所がある。大體検査によつて同一條件の兒童を選抜し置き、その中より抽籤を行ふものは一定の條件に叶ふ兒童を入學させるにはよい方法である。しかし抽籤後に検定する場合には機械的な方法で志願者を制限した後を選抜するもので、選抜を輕ずかることになるのである。それで府縣立師範學校附屬小學校などに於ては検定の後に抽籤する方法によることが多い、東京高等師範學校附屬小學校や東京女子高等師範學校附屬小學校では抽籤の後検定することになつてゐる。東京高師附屬小學校では抽籤の際に於ける當籤者は入學許可者の五倍位であるが、東京女高師に於ては當籤者は各一部一日に検定し得る數を限度となすが爲め、多くと

も入學許可者の約三倍を出ないのが普通である。何れにしても多くの小學校は毎年一月中に募集し檢定し或は抽籤し檢定することを十分心得置き、それ〴〵の手續を怠らないやうにせねばならぬ。故に十二月末には各小學校の入學檢定方法などを豫め調査し置くことが肝要である。

## 三二

小學校に於ける入學檢定は多くは兒童の身體發育の情況を檢定する身體檢査と、精神發達の程度を檢定する所謂智能檢査とに分れるのである。勿論この外に年齢證明を檢することも必要であり、家庭の事情より兒童の性情を推定するが如きことも行はれる。學齡に達しない幼兒を入學せしめることは違法であり、満七歳や八歳になる年齢超過のものに入學許可をなすこともよくない。そこで年齢證明のため、戸籍抄本などを檢定の際提出せしめる場合があり、履歷書にいろいろの事項を記入せしめるのである。かかる履歷書は事實ありの儘を記載すべきこと勿論である。往々にして事實をまげて記入するが如き場合を見るも、それは以ての外の事といはねばならぬ。例へば履歷書生年月日に誤が記載してあるとか、戸籍關係に特に誤記をなすが如きことは十分慎まねばならぬ。

さて身體檢査は何れも一月下旬などの嚴冬の頃行はれるので兒童には甚だ氣の毒な感を起すのである。殊に流行性感冒などにて檢定を受けることの困難なる場合がないでもない。かゝる場合にも無理押

しに検定を受けさすが如きは甚だ無暴の擧といはねばならぬ。病氣のものを強いて入學検定に出席せしめるが如きは、實にその兒の一生をあやまるが如き結果を來す場合が少くないから、かゝる際には思切つて受験させないことが肝要である。尤も病氣で検定の際缺席するときは、多くの場合、検定が無効となること勿論である。一人のために検定の結果をのばすことも出來ず、検定せずして判定するが如きことは公平を缺く處置といはねばならぬ、この故に入學検定を受けしめんとする兒童には特に注意して健康をそこねない工夫を行はねばならぬ。元來幼兒は健康によりてその氣分が著しく支配せられるものである。風邪の氣味だけにても精神發達を檢定する場合にも大なる影響を來すものであるから、くれぐれも兒童の健康を害せぬやうに養護せねばならぬ。

凡て入學兒童の檢定は滿六歳の兒童として正常な發達をなしてゐるか否かを檢定するものである。滿六歳兒として身體が正常に發育してゐるか、精神が滿六歳兒として正常な發達をなしてゐるかを檢するものである。決して小學校入學後に收得する知識の分量を檢するものではない。従つて成人が考へるが如き高い程度の知識を檢定するものではない、滿六歳兒として身體活動に統制がとれてゐるかどうか、また身體の諸部分に著しき故障がないかどうか、また眼、耳、鼻、呼吸器等に傳染性の疾患がないかどうか等を主として檢するものであるから、平常より幼兒の保健に留意し、その身體發育を促進するやうに努力すべきものである。これは如何なる小學校に入學する上に於ても肝要である。特に發育不良で就學



に堪えない場合には特別な方法によつて就學猶豫の手續をなすことが大切である。

#### 四

智能の檢定は勿論滿六歳の兒童として正常な發達をなしてゐるかどうかを檢するものであるから市町村立小學校に於ても入學の際、身體檢査を一齊に行ふと同様に、入學兒童の精神發達の程度を一齊に檢定し、その結果に基いて教育教授を行ふべきものである。特に入學の許否を判定するが爲めに智能檢査をなすが如きは、實は止むを得ず行ふもので、他に入學決定をなす便宜なる方法がない場合のことである。

そこで入學檢定をなす側に於ても滿六歳兒として正常な發達をなせるか否を檢定するが如き方法をこらねばならぬ。まだ小學校に入學しない幼兒を檢定するのに小學校教科にある知識の分量を以てするが如きことは誠に妥當を缺くものといはねばならぬ。即ち滿六歳兒として到底望むことの出来ないやうな問題を提出したり、また大人の力によりて準備し、恰も鸚鵡の如く表面的な暗記的知識について問答するが如きことは愚の骨頂といはねばならぬ。かゝる單なる記憶的な知識のみでは眞に精神發達の程度が判明しないからである。

それで小學校の入學檢定に於てはこの小學校でも滿六歳兒として正常な發育をなしてゐるか否かの

検定をなすことが肝要である。保護者や媒姆に於て入學検定の準備をなすに於ても、十分この點に留意せねばならぬ。即ち幼兒には受檢することの意識が殆どないのが普通である。検定を受けるからといつて特殊なよそ行きの態度をせざることは甚だ面白くない。日常の通り無邪氣に檢定者に接するやうでなくてはならぬ。教師を馬鹿にしたりまた、甚だしく恐怖心を起させるが如きことなく、子供は子供らしく檢定する人の間に答へるやうに躡けねばならぬ。「このボールを投げて御覽なさい」といふ檢定者の命令に對して、「そんな小さなものは僕投げない。地球のやうに大きくなっては」なんて答へるが如きは、普通の幼兒ではない。大人の入智慧でなくば、餘程つむじ曲りのませた子供である。また「先生がお尋ねになつたらよく考へて答へなさい」と口くせの如く親が注意したために檢定場で、一言も答へなかつたといふ子供がある。高が七つや八つの子供がそんなに教師の問を吟味して返事すべきものではない。何れ直覺的な判斷しか出来ない子供なのであるから「よく考へて、よく考へて」と注文すれば、結局一言も答へないといふことになるのが普通である。それであるから入學検定に臨む兒童には決していろ／＼の無理な注文をなしてはならぬ、只はにかんで他人には物を言はないといふが如きことのないやうに、ふだんより相當に躡けて置かねばならぬ。

從つて入學準備としては殆ど行ふべきことがないので、たゞ毎日の生活に於て幼兒の事物の觀念を明白になすとか、數量の觀念を明白になすことが必要である。子供の周圍にある事物の名稱やその性状を

問答してその觀念を明白にすればよい。決して多くの知識を授けて無理な記憶を強いるが如きことは殆ど價值がない。それで實物を觀察させつゝ、その相異點を問答するが如きことは大變よいことである。林檎とお蜜柑とどこがちがつてゐるかとか、お茶碗とお皿とどこがちがつてゐるかとか、匙とお箸とどこがちがつてゐるかといふやうな、日常の事物について食後などに問答する位なことは入學準備といふ程ではないが、誠に望ましいことである。また發音の練習をなすとか、繪ときをなさせることなどもよい。或は簡単な直覺的判斷を行はしめるとか、用事を二つなり三つなり言付けて、それを行はせるとかいふが如きことは滿六歳兒として正常な發達をなさしめる上に於て必要な教育法である。

また數量についてもその觀念を養ふことが大切であるが、無理に數詞を澤山いはせても、また計算を行はせても殆ど役立たぬ。滿六歳位の幼兒で百まで數へられるといつて、一つ二つと空に百まで繰返すとも、それは殆ど價值がない。寧ろ實物をどこまで正しく數へられるかを練習させるがよい。また三に四を足すが如き十以下の加減を實物によりて數へ足すとかとることを練習させるがよい。後には三と四とで直に七と答へ得るやうになることは勿論必要である。また量の大小についても相當な程度に判斷し得るやうでなくてはならぬ。兎に角滿六歳兒の常識を専ら檢定するものであるから、大人の無理な入智慧は却つてよくないのである。小學校入學檢定に於ては直に機械的な準備が分るのである。檢定者の間に答へずして専ら父兄などから準備せられた事項について説明してゐるといふ滑稽は實に多いのである。

## 五

多くの嫁娼や保護者などが小學校入學検定の問題はどんなものかを尋ねられるのであるが、それは至極簡單なものである。所謂滿六歳兒としての知能検査の程度に止まること勿論である。ビッチー及びシモンの兩氏が一九一一年に知能検査として實地に適用した結果によりて改訂したものは次の如きものである。その中滿五歳兒、六歳兒、七歳兒、八歳兒のものを示して知能検査はどんなものかの標準を示すことにする。

### 五歳兒の検査法。

第一、二個の重量を比較させること。先づ三瓦及び十二瓦の立方形の箱を被検者の面前五糎の處に置き、孰れが重きかを問ふ。そしてそのなす所を注意して觀察するのである。即ち一つ宛左右の手に持ちてその重さを比較するか、二つ共一方の手に持つか、或は全く手に觸れずして判断するか、若し後の二法の孰れかによつたときには第一法の正しきことを教へ、更にその爲すところを見るのである。尙ほ六瓦及び十五瓦。三瓦及び十五瓦のものに就いて検することが必要である。

第二、正方形を描かしめること、一邊の長さ約四糎なる正方形をインキで描き、之を手本として模寫させるのである。ペン及インキを用ひしめて鉛筆を許さず、その出來榮えによつて合格と否らざるもの

を定めるのであるが、これは我が國の兒童には困難である。鉛筆で描かせてもよい。

第三、十音節の文句を讀みきかせて直にそれを反復させること。

第四、机上に一錢銅貨四個を竝べおきて、「一錢がいくつありますか、數へてごらんなさい」と命ずるのである。兒童は指にて一、二、三、四と明瞭に數へるとよい。お金を取扱つたことのない子供には一錢かどうか一寸分らないことがあるかも知れぬ。

第五、二個の知恵板にて長方形を作らしめること。八糰に十四糰厚紙二個を用意し、その中一個は一對角線に沿ふて二片に切放ち之を机上におく。但し切放ちたる方は斜邊が互に接せざるやうになし置くことが必要である。この二つであの形(長方形の厚紙を指す)を作つてごらんなさい」と命ずる。四歳兒にしてこの検査に合格するものは三人中一人はない、但し五歳兒にあつては十二人中一人以上の不合格者がないといふのである。

#### 六歳兒の検査法。

第一、朝と夜とを區別せしめること。

第二、有り觸れたる事物を用途によりて定義させること。定義させる事物は(1)肉叉、(2)机、(3)椅子、(4)馬、(5)御母さんとする。用途による定義とは「椅子は腰をかけるものなり」の類をいふのである。それで初めにその物を知つてゐるか否かを確かめ、然る後「それは何ですか」と問ふやうにせねばな

らぬ。若し躊躇したるときは他の例につきて答へ方を教へてもよいのである。

第三、三角形及菱形を描かしめること。

第四、一錢貨十三個を一行に並べおきて數へさせること。

第五、美的の見地より二個の畫を比較させること。美醜二つの畫を示し、孰れが美しきかを問ふのである。五歳迄は正答を與ふるものは約半数にすぎない位である。

#### 七歳兒の検査法

第一、右の手、左の耳を指させること。

第二、繪畫を示して敘述させること。

第三、三種の命令を同時に與へて遂行させること。例へば「この書物を書棚に載せて下さい。それから窓の障子を閉めて下さい。それから窓のそばの机の上にある紙を私に持つて来て下さい。分りましたか。本を載せて、障子を閉めて、それから紙を持つて來るんです。サア」と命ずるのである。六歳以前の兒童はこの検査には合格しないものである。

第四、貨幣を數へしめること。壹錢貨三個、貳錢貨三個を机上に並べ、その和を問ふのである。時間は十五秒限り。八歳兒の正常なるものは必ず合格するが七歳兒としては一寸六ケしいものがある。

第五、四種の色を區別せしめること。色の種類は赤、黄、青及綠とし、大きさは二種の長方形とする。

時間は六秒限り、全部正答を要するのである。

### 八歳兒の検査法。

第一、記憶によりて二個の物體を比較し、その差異をいはしめること。紙と布、蠅と蝶、硝子と木片の如きものである。「差異をいふ」といふ意味の分らぬもの、差異を答ふるも、その内容に誤りあるものは共に不合格となすのである。

第二、二〇より逆に〇まで數へしめること。

第三、未成の畫を示してその缺損せる點をいはしめること、線畫四個を示し、その一つ／＼に就きて「何が足りませんか」と問ふのである。正解を得たる後も、「外に足りないものはありませんか」と問ふ。

四中三の正答を與へたるものは合格とする。

第四、完全に年月日をいはしめること。即ち何年何月何日の何曜日なるかをいはしめるのである。

第五、五個の數字を反復させること。例へば三・七・六・四・九の如きである。一秒に二字の割合にて調子をつけずいつて明にきかすことが條件である。是等の智能検査の方法は我が國にて適用するに多少不適當なるものもあるが、大體に於て入學検査などに精神の發達を検するものとしては妥當なものが多いのである。従つて是等の方法によりて時々幼兒を検査することは入學準備の一となると共に、兒童の發達を検し、その教育法に工夫する方便となるものである。